

報告第16号

平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成25年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成26年9月8日提出

大田原市長 津久井 富雄

記

1 健全化判断比率

・実質赤字比率	—	(12.52%)
・連結実質赤字比率	—	(17.52%)
・実質公債費比率	11.4%	(25.0%)
・将来負担比率	60.9%	(350.0%)

2 資金不足比率

・水道事業会計	—	(20.0%)
・下水道事業特別会計	—	(20.0%)
・農業集落排水事業特別会計	—	(20.0%)

注1 「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。

注2 ()内は、当市の平成25年度決算に係る早期健全化基準又は経営健全化基準を表す。